

第2章

人権に関する市民意識の現状と課題

- 1 人権問題に関する市民意識調査等にみる課題・・・32

1 人権問題に関する市民意識調査等に関する課題

伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例の第7条に規定する調査として、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」を、2009(平成21)年度、2014(平成26)年度、及び2020(令和2)年度に実施し、それぞれ翌年度に報告書にまとめています。2022(令和4)年3月の「人権問題に関する伊賀市民意識調査報告書(以下報告書)という」は、2014(平成26)年度に実施した前回調査、2019(令和元)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果との比較検討を行い、取組の効果測定と意識の変化を把握した報告書となっています。

報告書からは、これまでの教育・啓発の成果として、明確な目的を持った学習機会が定着しているところでは、部落差別をはじめあらゆる人権問題に対する関心や意識は、徐々にではありますが、着実に高まっていることがうかがえます。

しかし、講演会、研修会の手法のマンネリ化や参加者の固定化が懸念されるとともに、「過去5年間で、行政、学校、地域等が主催する人権問題に関する講演会や研修会、懇談会や映画会に参加したことがありますか」との問いに、前回調査より「一度も参加したことがない」が5.4ポイント増加し、人権啓発に触れることのない市民が、5割を超えています。

部落差別や障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人といった人権課題に加え、さまざまな新しい人権課題が報告されるなか、人権啓発や学習機会の提供については、これまでの手法に加え、市民に参加しやすい研修のあり方を検討する必要があります。また、いかに人権問題を自分自身の問題として取り組んでいけるかといった動機づけの問題、市民による主体的な学習活動への支援など多くの課題があります。

なお、報告書の概要は以下のとおりです。

《報告書の概要》

調査の目的：この調査は、部落差別をはじめとする人権問題に関する市民意識の実態を把握することにより、これまで進めてきたさまざまな施策や、人権・同和教育、人権・同和行政の取組を洗い直し、問題点等を探り、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得ることを目的として実施した。

また、2014(平成26)年度に実施した前回調査、2019(令和元)年度の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果との比較検討を実施し、取組の効果測定と意識の変化を把握した。

調査対象：伊賀市全域に在住の満20歳以上の市民2,000人

標本抽出法：住民基本台帳に基づく層化無作為抽出法

調査方法：無記名によるアンケート回答方式・郵送回収法

調査期間：2020(令和2)年11月27日から12月23日まで

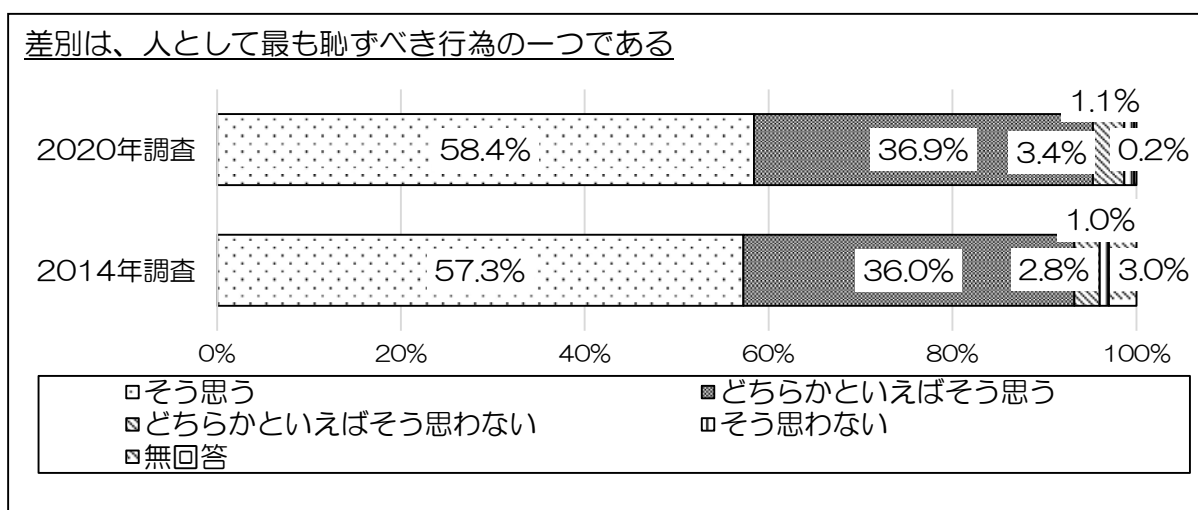
回収状況：返送は880票、うち有効回答は846票、回収率は44.0%、有効回答率は42.3%

また、それぞれの人権課題について、報告書から市民意識の現状を示すための数値的資料が無い場合は、次の報告書等から現状と課題を把握しました。

- ・2019(令和元)年 男女共同参画に関する意識調査報告書
- ・2021(令和3)年度及び2020(令和2)年度伊賀市人権啓発企業等訪問・聞き取り集計データ
- ・2021(令和3)年度及び2020(令和2)年度民間企業における障がい者雇用状況(伊賀公共職業安定所調)
- ・伊賀市人口統計(65歳以上人口)・65歳以上運転免許保有数(率)(伊賀警察署調)
- ・2021 伊賀地域インターネット差別表現書込み分析調査研究事業報告書(伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会)

(1) 人権や差別に関する意識

■差別は人間として最も恥ずべき行為の一つであるとの意見について

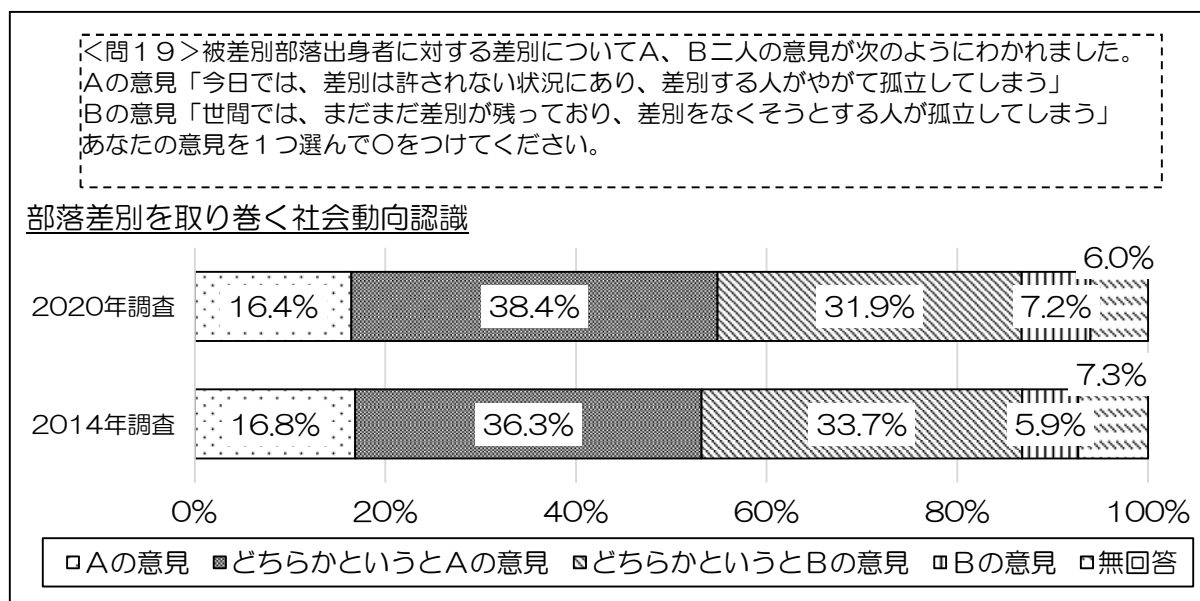


前回調査でも指摘されていますが、「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」と捉える意識は極めて高いのですが、「差別を差別だと正しく判断できる力(見抜けること)」が求められます。後で結婚(縁談)相手の身元調査や住宅購入(賃貸)に対する態度に関する項目がありますが、その結果はここでの「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つであ

る」との高い人権意識が反映しきれていません。相談窓口での事例や差別事象として報告がある事例、他市町・他府県の事例等を積み重ね、「何が差別にあたるのか」について、行政、市民、企業・事業所等の間で共通認識を図ることが必要です。

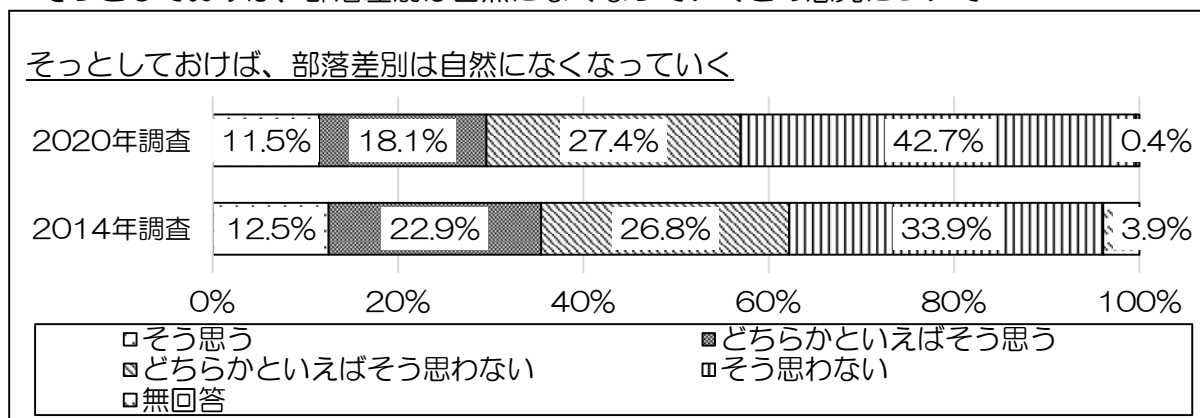
(2) 部落差別に関する意識

■市民の社会動向への認識について



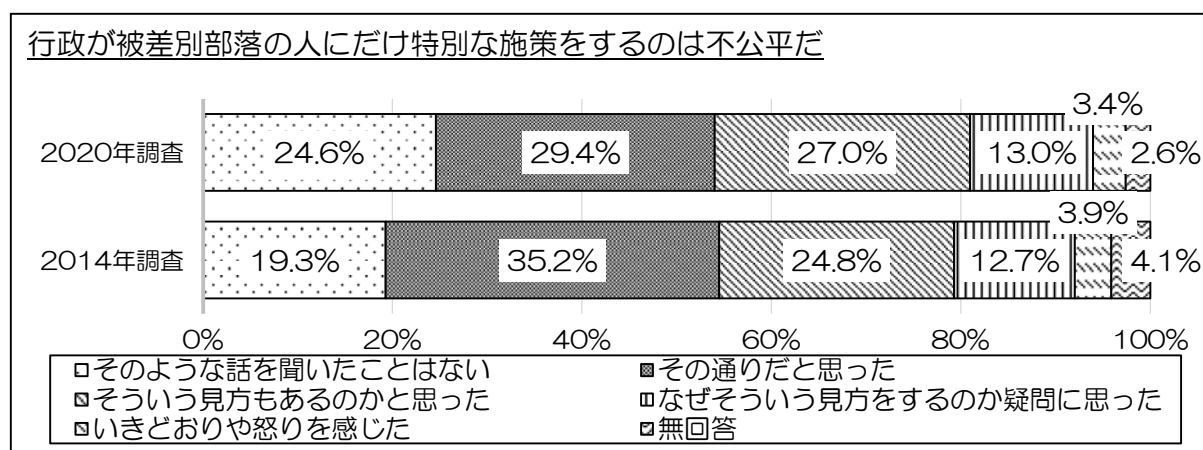
伊賀市民の部落差別を取り巻く社会動向への認識について、「差別する人がやがて孤立してしまう」という「Aの意見」「どちらかというともAの意見」を合わせた割合が54.8%と過半数であり、前回調査と比べ、着実に差別を許さない意識が広がってきています。しかし、「差別をなくそうとする人が孤立してしまう」という「Bの意見」と「どちらかというともBの意見」を合わせると4割弱あります。今後も継続して部落差別は許されない状況となってきたことを正しく伝えていく取組が大切です。

■そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくとの意見について



「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」という質問に対する回答結果です。これは「差別や部落のことを話題にしたり、学校や地域で教育や啓発をしたりするからかえって差別はなくなるのではないか」という考え方です。部落差別に関する誤った認識や偏見によるうわさを、あたかも正しいように受け止めてしまう市民がいます。「寝た子を起こすな^{*}」という考え方は、こうした誤った情報が流されていることを放置し、正しい認識を提供したり、誤っていることを指摘したりしようとする取組を否定するものです。

■行政が被差別部落の人にだけ特別な施策をするのは不公平だとの意見について



「行政が被差別部落の人にだけ特別な施策をするのは不公平だ」では、同和対策事業への不公平感を抱いている市民が29.4%と一定の割合で回答しています。

部落差別は現在もなお、発生しています。たまたま生まれ育った場所で日常生活を営む当事者に不当な差別が発生することは、生活の在り方に大きな不利益を生みます。特に被差別部落出身であるという理由だけで、結婚や就職ができない状況があり、差別が引き起こす「負の連鎖」は、これまで被差別部落の生活課題として取り上げられてきました。

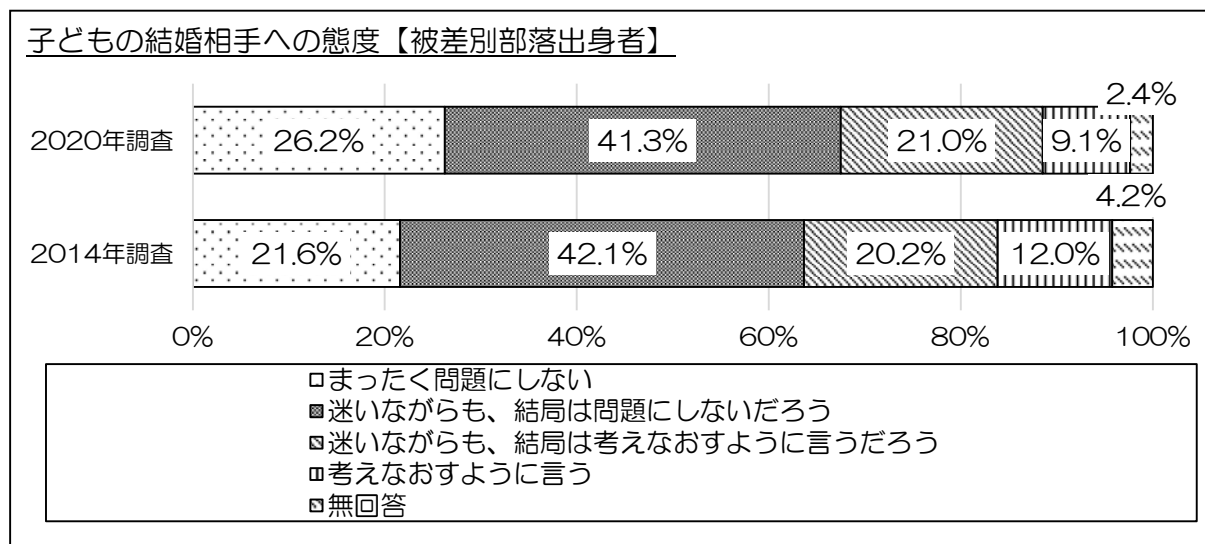
しかし、差別の問題は「差別される側」に問題があるわけではありません。部落差別に限らず、すべての人権問題の根本的な課題は、「差別を許す社会」が存在し、「人権問題は当事

<用語の意味>

※ **寝た子を起こすな**：部落差別をいままらなにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという「寝た子を起こすな」の考え方があります。部落差別は、現実には生きている社会問題です。部落差別は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別の解消につながらないばかりか、かえって部落差別を拡大する結果を招くことにもなります。また、部落差別のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であり、部落差別で苦しむ人の声に蓋をして現実から逃げ、部落差別の解消をめざし行動する人に制限を加えることになるといえます。この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をすべきかを考え行動に移していくことが大切です。

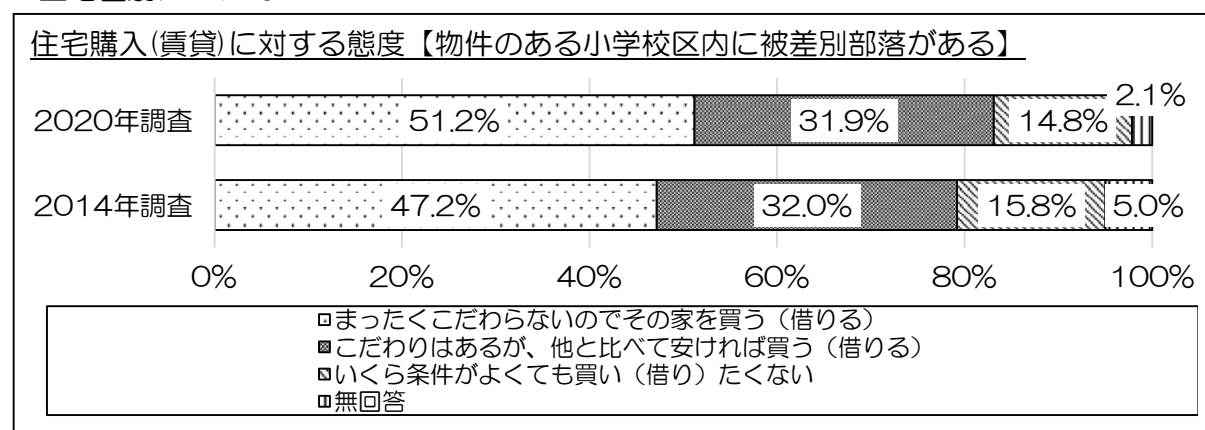
者の問題である」とする「差別をする側」の人々が、差別の本質をすり替えてきた結果によるものです。

■子どもの結婚相手が被差別部落出身者



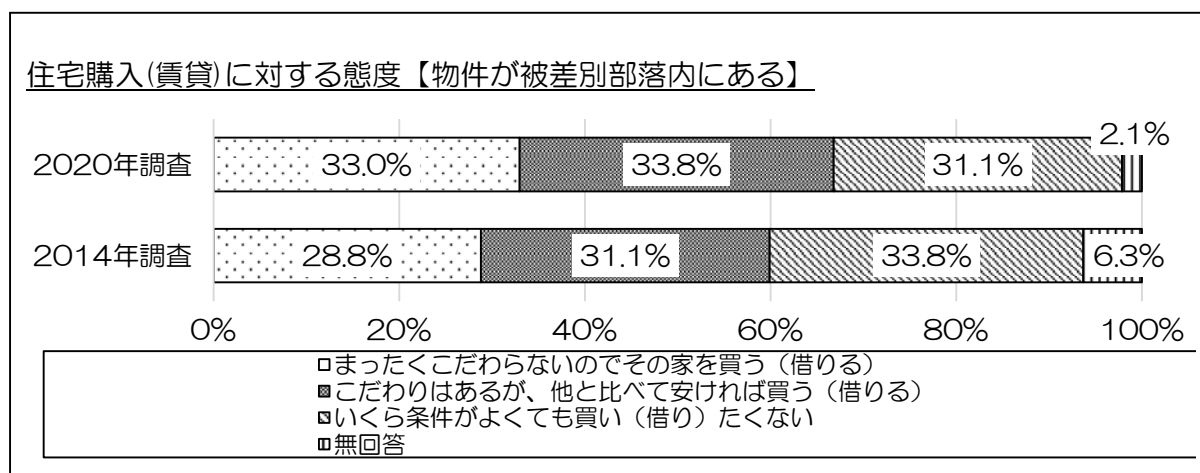
子どもの結婚相手が被差別部落出身者であった場合の態度では、「まったく問題にしない」が2割を超え、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」が4割を超えており、結果的に反対しない市民は合わせて6割を超えています。一方、「考えなおすように言う」という強い反対姿勢を見せた市民「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」を合わせた、結果的に子どもの結婚に反対する市民は3割を超えています。

■土地差別について



間取りや交通の便、環境や値段などが、自分の目で確かめ、気に入ったのであれば、その物件を購入したり、借りたりすることは当たり前です。気に入った物件の小学校区内に被差別部落がある場合、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」とした人は51.2%、物件が被差別部落内にある場合は33.0%にとどまっています。一方、物件のある小学校区内に被差別部落がある場合、「いくら条件がよくても買い(借り)たくない」とした人が14.8%、

物件が被差別部落にある場合は31.1%に上っています。「被差別部落に住めば、世間から被差別部落の人とみなされてしまうのではないか」というように、被差別部落だけでなく、小学校区内に被差別部落がある物件すら避けようという意識が見られます。



■忌避意識について

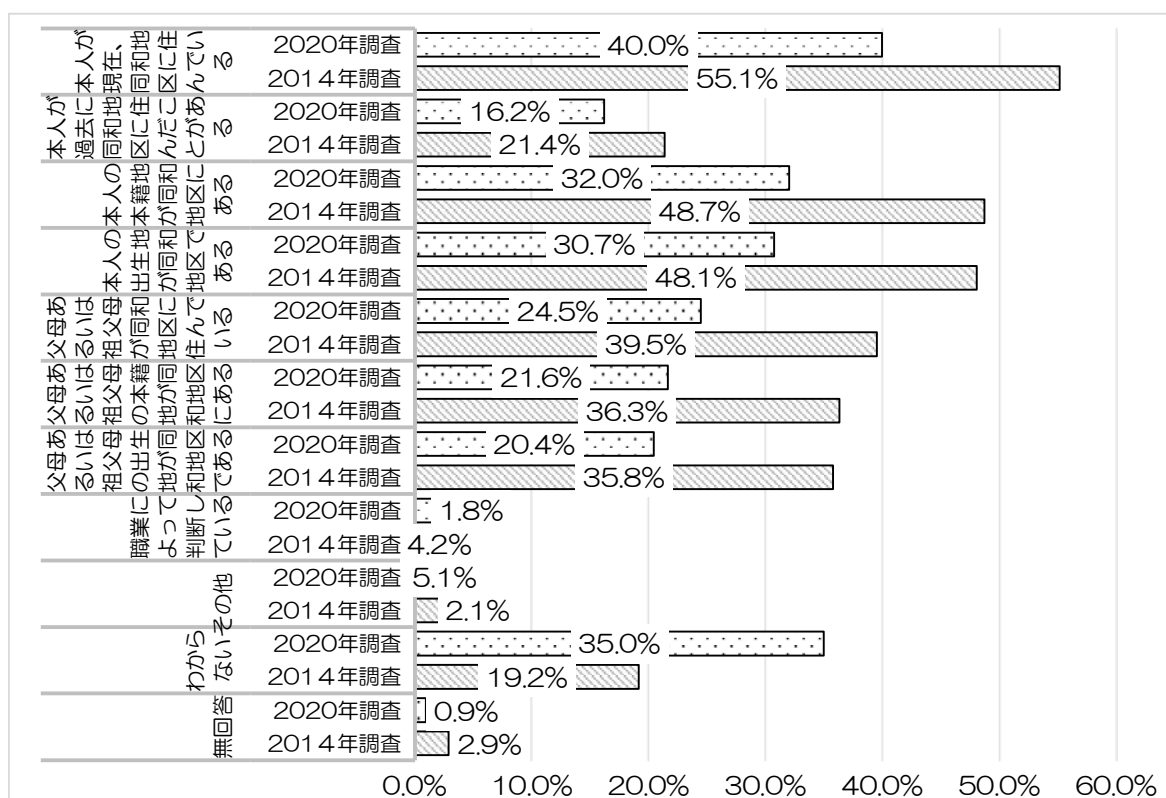
「被差別部落に住んだり、地区出身者と結婚したりすると地区出身者と判断される」とか、「被差別部落出身者と世間から見なされるかもしれない」という考えから、被差別部落に住むことを避けようとする意識を『忌避意識』といいます。

「もし、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その物件のすぐ近くに次のような条件があることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。」の設問で、間取りや交通の便、環境や値段などが気に入っても「物件が被差別部落内にあるとわかった」という事情が加われば、「いくら条件がよくても、買い(借り)たくない」とする回答が31.1%となっています。

■被差別部落出身者かどうかを判断する理由について

市民の40.0%(前回調査55.1%)は、「本人が現在、被差別部落に住んでいるかどうか」で、「被差別部落出身者かどうか」を判断していることがわかります。しかし、この判断基準以外にも本籍地や出生地、また父母や祖父母のことを基準に考える人まで、実にさまざまな判断基準があることがわかります。このことから市民一人ひとりがあいまいな主観で「被差別部落出身者」をつくりあげていることがわかります。前述の子ども結婚相手への態度や、土地(建物)等の物件に対する態度が、如何に根拠のないものを基にして忌避されているのかが、わかります。

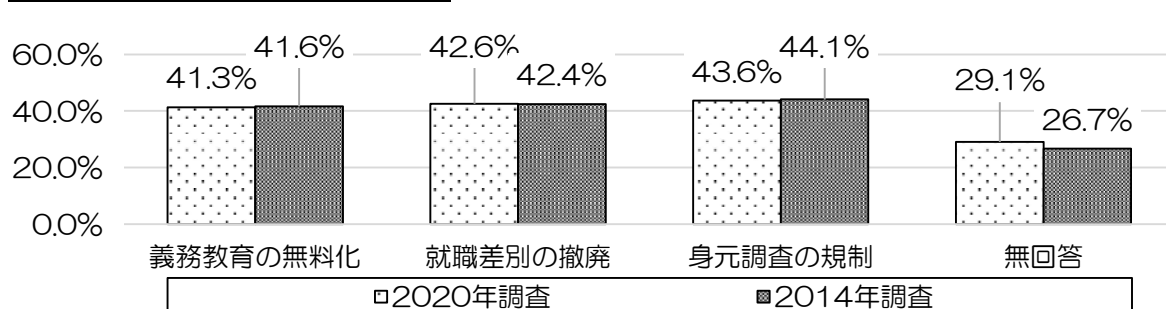
被差別部落出身者の判断基準



■部落差別をなくそうとする取組が果たしてきた役割について

部落差別をなくそうとする取組の中で問題提起したことをきっかけに、日本の人権政策が大きく前進した例は多くあります。一般的にはよく知られていない項目について、前回調査と比べ認知度が高まっており、教育や啓発の効果がはっきりと見られます。部落差別をなくそうとする取組は、すべての市民の人権保障の進展に貢献していると考えられます。

部落解放運動が果たしてきた役割



■第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

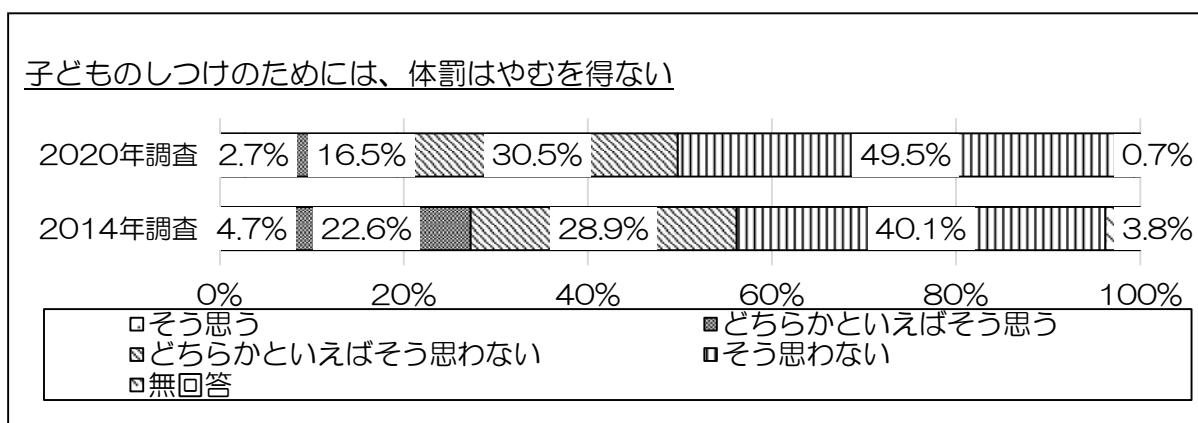
- ・ 高齢者福祉施設で、被差別部落出身であることを詮索された
- ・ 被差別部落を撮影した写真や動画をインターネット上で公開された

(3) 子どもの人権に関する意識

■しつけのための体罰について

前々回調査、前回調査と、「子どものしつけのためには、体罰はやむを得ない」を肯定する意見が減少し、逆に「体罰は許されない」とする意見が増加する傾向が見られていましたが、今回調査では、体罰を肯定する意見は 19.2%、逆に体罰を否定する意見は 80.0%となり、子どもの体罰に対する意見は、前回調査から大きく好転した結果となりました。

体罰や暴力を容認する意識は、虐待を見すごしたり、見逃したりしてしまうことにもつながります。子育て世代の支援制度の確立や普及、体罰や暴力に頼らないしつけの方法など、虐待の防止とともに、行政をはじめ、学校や家庭、地域が連携して考え、普及していくことが必要です。



(4) 女性の人権に関する意識

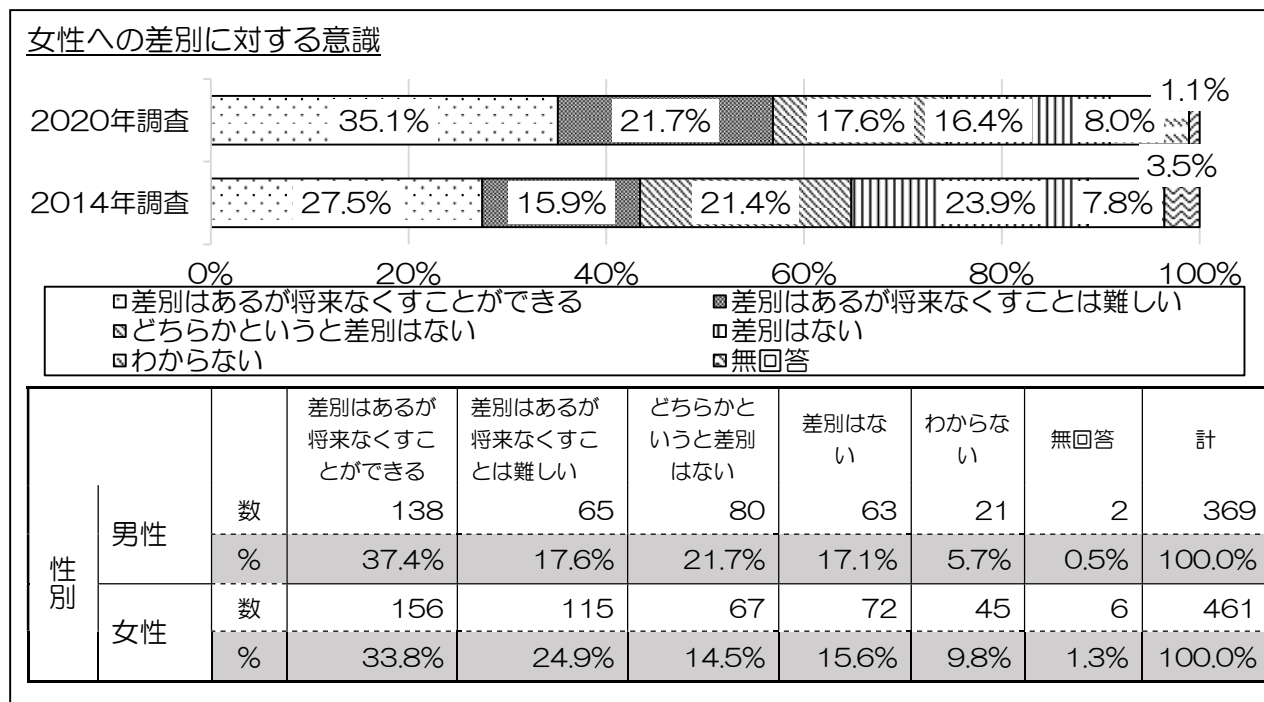
■女性への差別の現状認識や解決への展望

「差別はあるが将来なくすことができる」は 35.1%と約3人に1人である一方、「差別はあり、将来なくすことは難しい」は 21.7%と2割に達しています。また、「どちらかという」と差別はない」と「差別はない」を合わせると 34.0%と3割半ばになっています。性別では「差別はあるが将来なくすことは難しい」で「女性」は「男性」より 7.3%高く、2割を超えています。

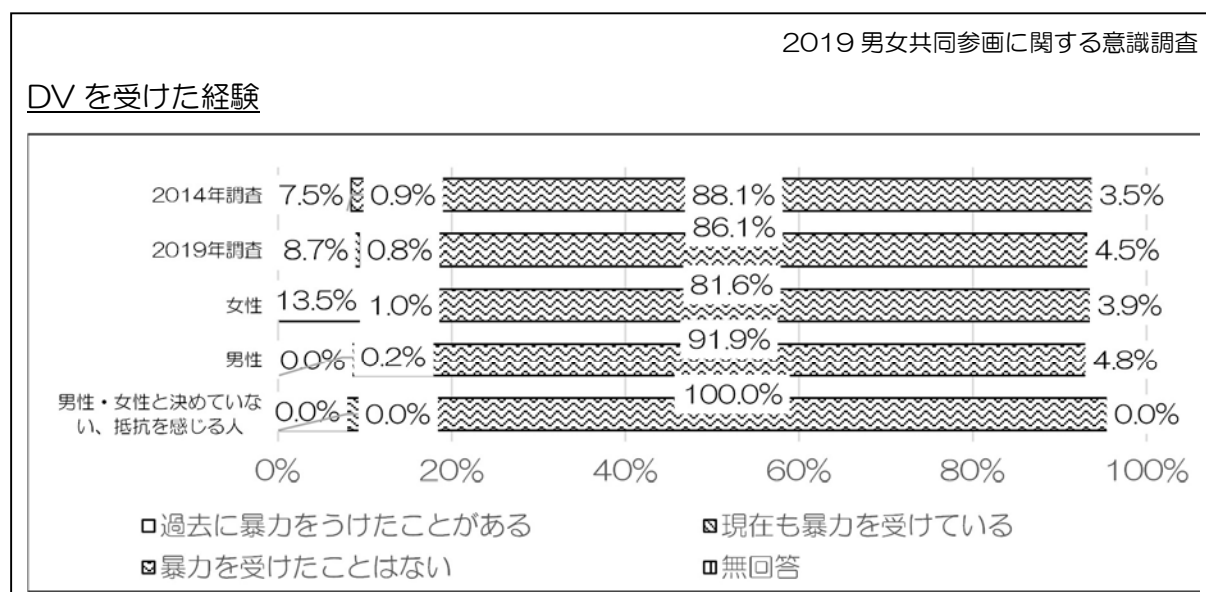
地域活動における役職の女性割合が低いこと、政策決定の場に女性が少ないこと、固定的役割分担意識によって女性に家事や育児、介護等の負担が集中していることなどにより、労働力率 M 字曲線が生み出され生涯賃金の格差が生じていることなど、差別は依然として厳しく残されています。また、差別を差別と見抜けないために差別が容認されているケースも考えられます。「女性」の人権を解決するためには、「男性」側の意識や態度を変えていくことが重要です。

今後は、市民の私生活のなかにある差別の解消に目を向け、地区懇談会などで家事分担に

おける男女の協力体制や育児環境・職場環境の整備などのほか、仕事中心という社会全体の仕組みや意識の改革が必要だと言えます。

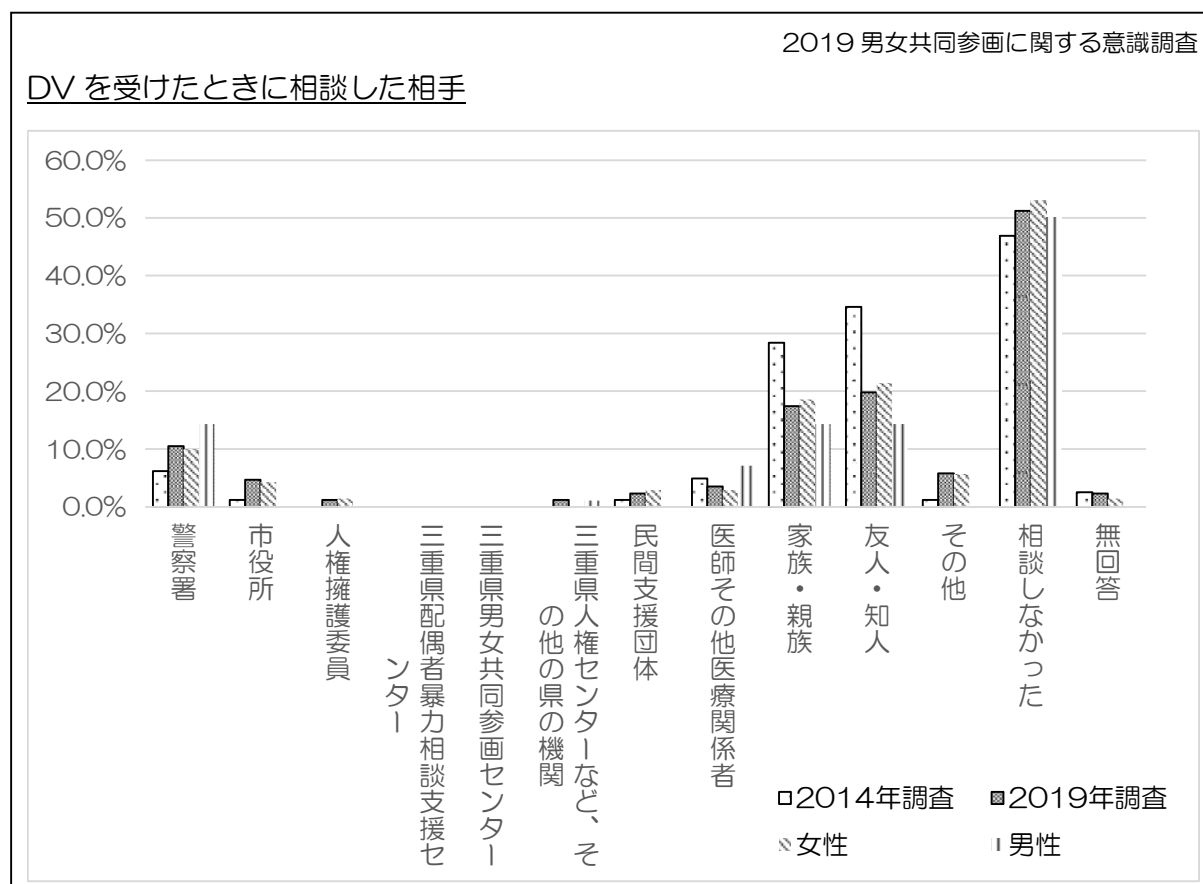


■DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けた時に相談した相手



2019(令和元)年度実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」から、全体では、DVを受けたことがないとする割合が86.1%と、過去に受けたことがある、現在も受けている、を合わせてDV被害者は9.5%です。暴力を受けた時に相談した相手を問う質問には、「誰にも相談しなかった」という回答が全体で51.2%と最も高く、被害が表面化しにくい状況が課題と考えられます。また、相談した相手が、三重県配偶者暴力相談センター(三重県女性相談所)、三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)は0%、市役所も4.7%と、

公的な相談機関が相談者にとって遠いという結果が出ており、早急な改善が必要です。



■男女の地位の平等感について

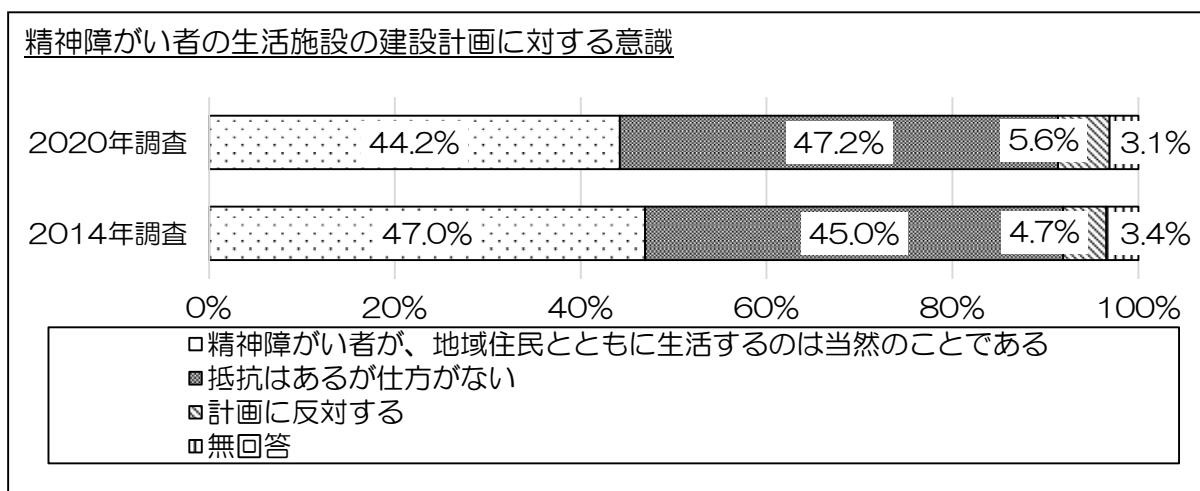
2019(令和元)年実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」では、全ての項目で、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、依然、男性優遇感が強い状況となっています。また、全ての項目で、女性は男性よりも男性優遇感を強く感じている一方、男性は平等と感じている人が、女性よりも多くなっており、男女間で性別による不平等意識に差があると言えます。また、若年層において性別役割分担意識はやや解消しつつあり、『男は仕事、女は家庭・育児・介護』という考え方に対して、全体でも「そう思わない」が「そう思う」を上回っており、性別役割分担意識は解消に向かいつつあると言えます。しかし、男女がともに対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現には、それぞれの環境や制度における男女の不平等さの解消に加えて、各個人の意識を変えていくための啓発や教育を継続していく必要があります。

■第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

- ・「男は頭で考え、女は子宮でものを考える」と発言があった
- ・公の場で、女性を一括りにし決めつけた発言があった

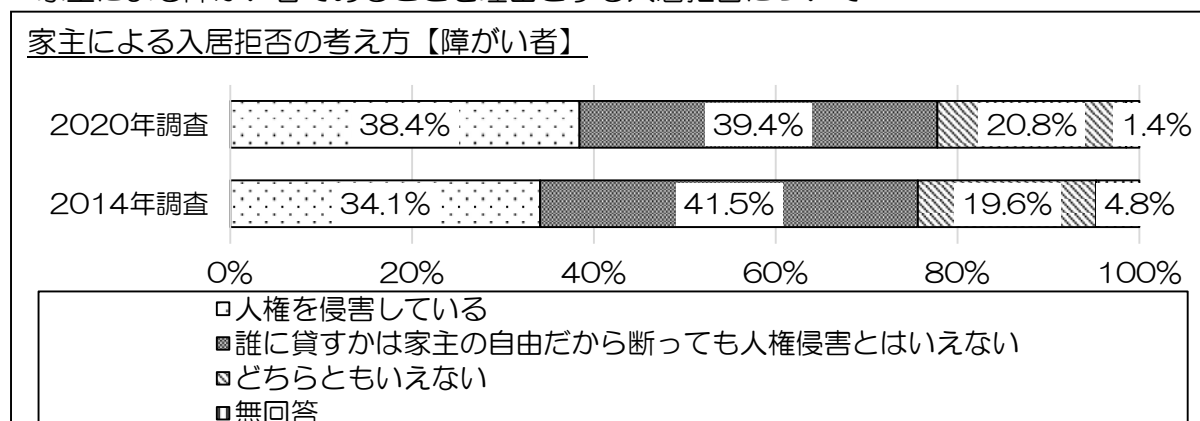
（５）障がい者の人権に関する意識

■精神障がい者の生活施設の建設計画に対する意見について



精神障がい者の生活施設などの建設が近隣住民から反対されることを「施設コンフリクト」といいます。そこには、精神障がい者に対する誤った認識があり、そのことに基づく不安が反対の大きな理由になっています。今回の調査は 5.6%の人が「計画に反対する」と答え、また「抵抗はあるが仕方がない」という回答は 47.2%に及んでいます。これに対して、「精神障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことである」と回答した人は 44.2%にとどまっており、前回調査と比べて市民意識は後退した結果となりました。「人権のまちづくり」の視点を大切にした地域での交流の場を通して障がい者への理解を深め、障がいのあふなしにかかわらず、すべての人が共生できる社会の実現に向けて、同じ地域住民として地域活動に取り組むことが大切です。

■家主による障がい者であることを理由とする入居拒否について

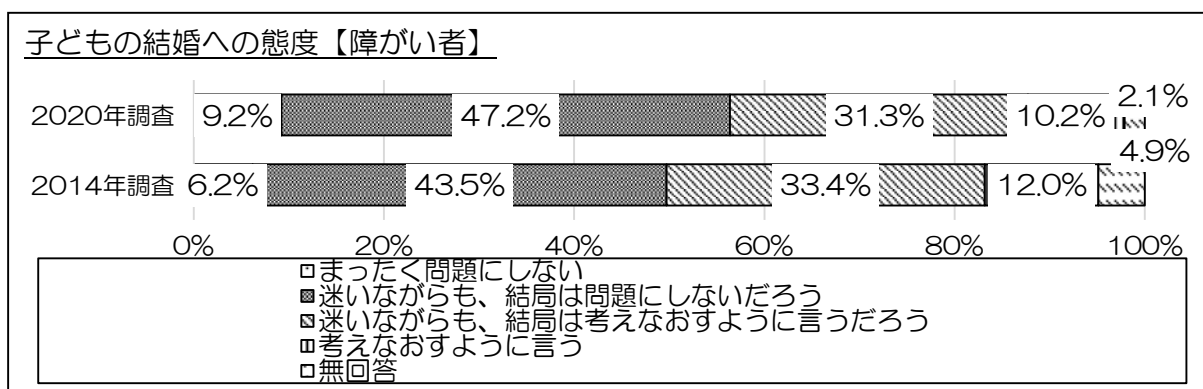


障がい者であるということを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題と言えます。例えば、入居を拒否する理由が勝手にスロープや手すりをつけられると後に修繕費などが必要になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはずです。災

害時等の避難について不安があることが拒否の理由であれば、民生委員・児童委員などの地域で支援してくれる人たちに見守りや協力などをお願いしていくことで不安を軽減できます。

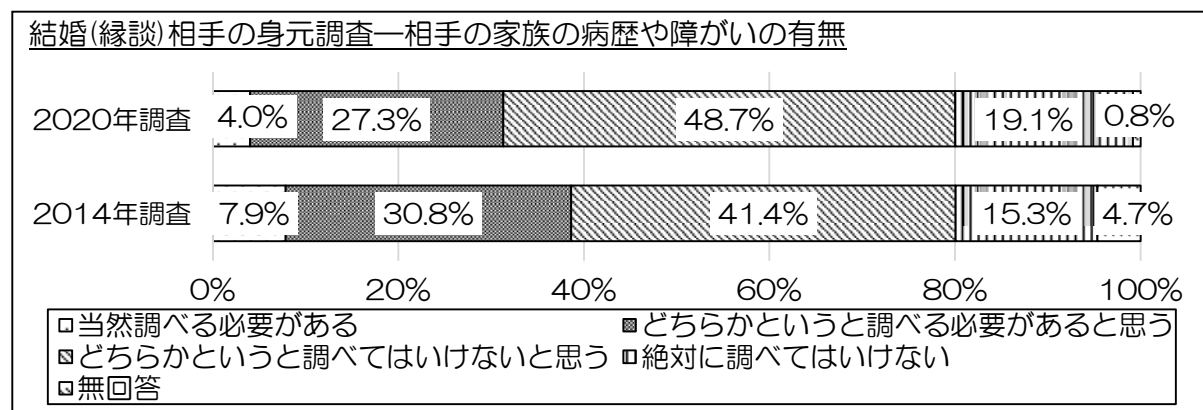
「人権のまちづくり」とは、誰もが住みよい街になるよう取り組むことであり、こうした障がいのある人に対する入居拒否が起きないように理解を深めていくことが必要です。

■子どもの結婚相手が障がい者である場合の態度について



子どもの結婚相手が障がい者である場合、「まったく問題にしない」と明確に答えた人は9.2%と1割にも満たず、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」と合わせても、反対しない割合は5割を少し超える程度（56.4%）という状況です。一方、「考えなおすように言う」と答えた人は10.2%と1割を超え、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」も31.3%となっており、結婚についての忌避意識は根強く残されています。

■相手の家族の病歴や障がいの有無の身元調査について



結婚に際して、相手の家族の病歴や障がいの有無を調べることは明らかな差別です。しかし、4.0%の人が「当然調べる必要がある」とし、27.3%の人が「どちらかという調べる必要があると思う」としており、2つを合わせると31.3%に上っています。

一方、「絶対に調べてはいけな」とはっきり否定している人は19.1%にとどまっています。病歴や障がいに対する偏見と排除の意識が、なお根強く残っていると言えます。

「障がいのある人が暮らしにくいと感じる『障害(障壁)』は障がい者自身ではなく社会の

側にあり、それを取り除くのは私たちの責任だ」という認識に立って、取り組んでいくことが必要です。

■障がい者の雇用について

2020 年度及び 2021 年度 伊賀市人権啓発企業・事業所訪問						
2021 (令和 3)年	対象事業 所数 (件)	未回答 (件)	障がい者雇用が ある事業所数 (件)	その割 合 (%)	障がい者雇用の取り 組みがある事業所数 (件)	その割合 (%)
	237	48	98	41.4	100	42.2
2020 (令和 2)年	対象事業 所数 (件)	未回答 (件)	障がい者雇用が ある事業所数 (件)	その割 合 (%)	障がい者雇用の取り 組みがある事業所数 (件)	その割合 (%)
	256	10	106	41.4	100	39.1

伊賀公共職業安定所調べ

伊賀市の民間事業者における障がい者雇用の状況について

2021 (令和3)年	対象事業所数	実雇用率 (%)	達成企業数(件)	達成企業の割合(%)
	101	2.62	70	69.3
2020 (令和2)年	対象事業所数	実雇用率 (%)	達成企業数(件)	達成企業の割合(%)
	97	2.58	67	69.1

毎年^{*}の差別をなくす強調月間に、伊賀市内企業・事業所へ伊賀市・三重県・ハローワーク(国・厚生労働省)の三者で、人権啓発企業訪問を行っています。訪問による聞き取りと文書による回答を合わせた市内 237 事業所のうち、法定雇用率^{*}に関係なく、調査年度において障がい者の雇用があると回答した事業所は 34.3%で、障がい者雇用の取組があると回答した事業所^{*}(障がい者の雇用をしようとハローワークに相談したり、トライアル雇用制度など

<用語の意味>

※ **法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならない(2018 年度 4 月から精神障がい者も対象となる) ことになっています。その一定割合を法定雇用率といいます。障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現し、就労による障がい者の自立をめざすことを目的に、法律ができました。5 年ごとに見直しされます。

※ **トライアル雇用制度**：3ヶ月の試用期間を設けて実働し、常勤雇用^{*}に切り替える制度のことをいいます。求職者にとって、実際に就職したが、想像していた職場環境や仕事内容と異なっているなどの声が多く寄せられたことから、導入されました。また、雇用を受け入れる企業にとって、トライアル期間中に労働者の様子を見て、自社での正式採用が可能かどうかの検討を行うことが出来ます。

ハローワークでのトライアル雇用には、対象者や労働時間等により、①一般トライアルコース②障がい者トライアルコース③障がい者短時間トライアルコースの3種類のコースが設定されています。

の取組がある事業所）は、42.2%でした。

伊賀公共職業安定所の調査によると、伊賀市内の民間企業の障がい者雇用の法定雇用率を達成している事業所の割合は7割弱となっており、三重県内において最も高い結果となっています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、2016(平成 28)年4月に施行されています。行政はもとより、企業・事業者や市民が一体となって、法律に基づく啓発や、障がいのある人もない人も、適性に応じた就労支援や、就労後も合理的配慮のある、働く環境や暮らしやすい社会の実現が必要です。

■第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

- ・障がいがあることを理由に、アパートの入居を拒否された
- ・子どもが自分の欲求を満たされない場面で、障がい者を差別する発言をした

(6) 高齢者の人権に関する意識

■高齢者の社会参加

伊賀市人口統計及び伊賀警察署調べ 伊賀市における高齢者(65 歳以上)の運転免許の状況について					
	伊賀市人口	65 歳以上 人口	高齢者率 65 歳以上	65 歳以上 運転免許 保有者数	65 歳以上 運転免許 保有率
2017 (平成 29) 年	92,855	29,431	31.7%	17,635	27.7%
2018 (平成 20) 年	92,179	29,591	32.1%	18,074	28.7%
2019 (令和元) 年	91,226	29,686	32.5%	18,332	29.3%
2020 (令和 2) 年	89,771	29,668	33.0%	18,572	30.0%
2021 (令和 3) 年	88,333	29,627	33.5%	18,831	30.6%

※ 各年は、暦年(1/1～12/31)のデータとなります。従って伊賀市の人口統計は、12 月末データを使用しました。

伊賀市は、総人口の 33.5%が 65 歳以上(2021 年 12 月末現在)であり、超高齢社会です。年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることのできないことですが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。

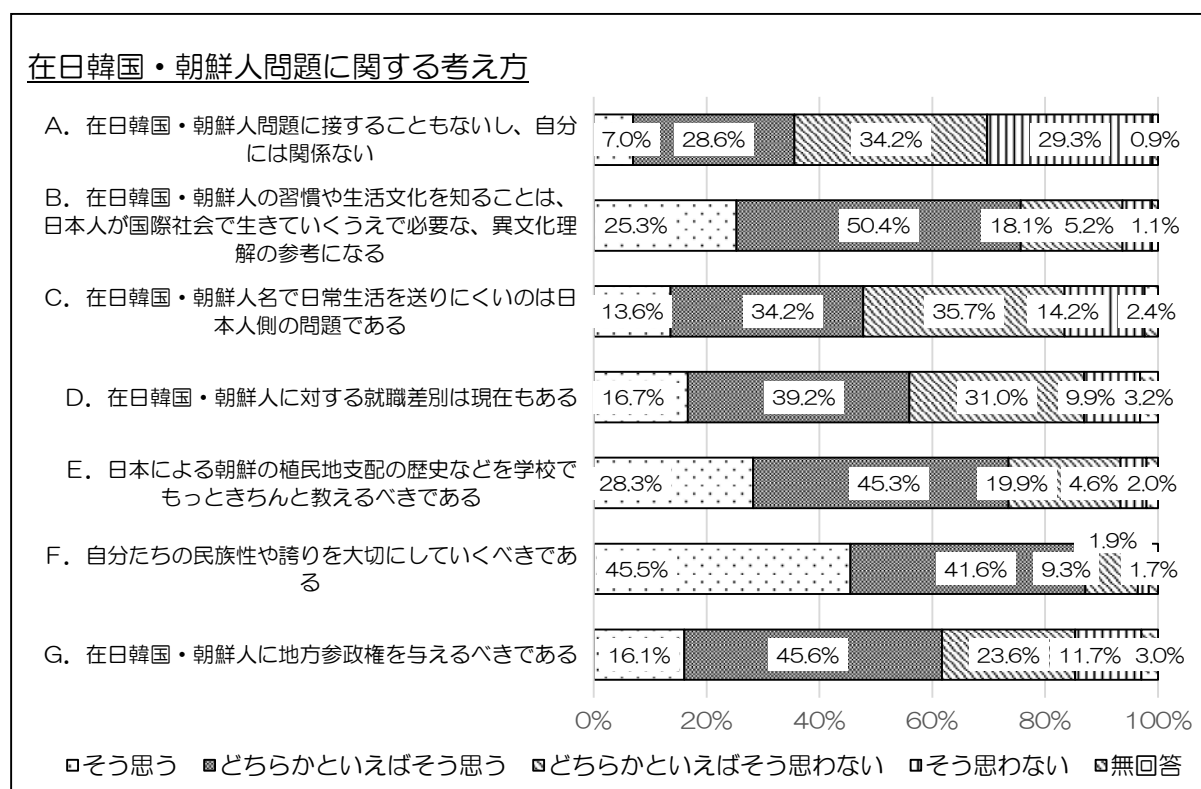
また、超高齢社会が進むのに伴い、認知症の高齢者がさらに増加することが見込まれます。高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会

が確保される社会を形成することが必要です。

(7) 外国人の人権に関する意識

■在日韓国・朝鮮人問題について

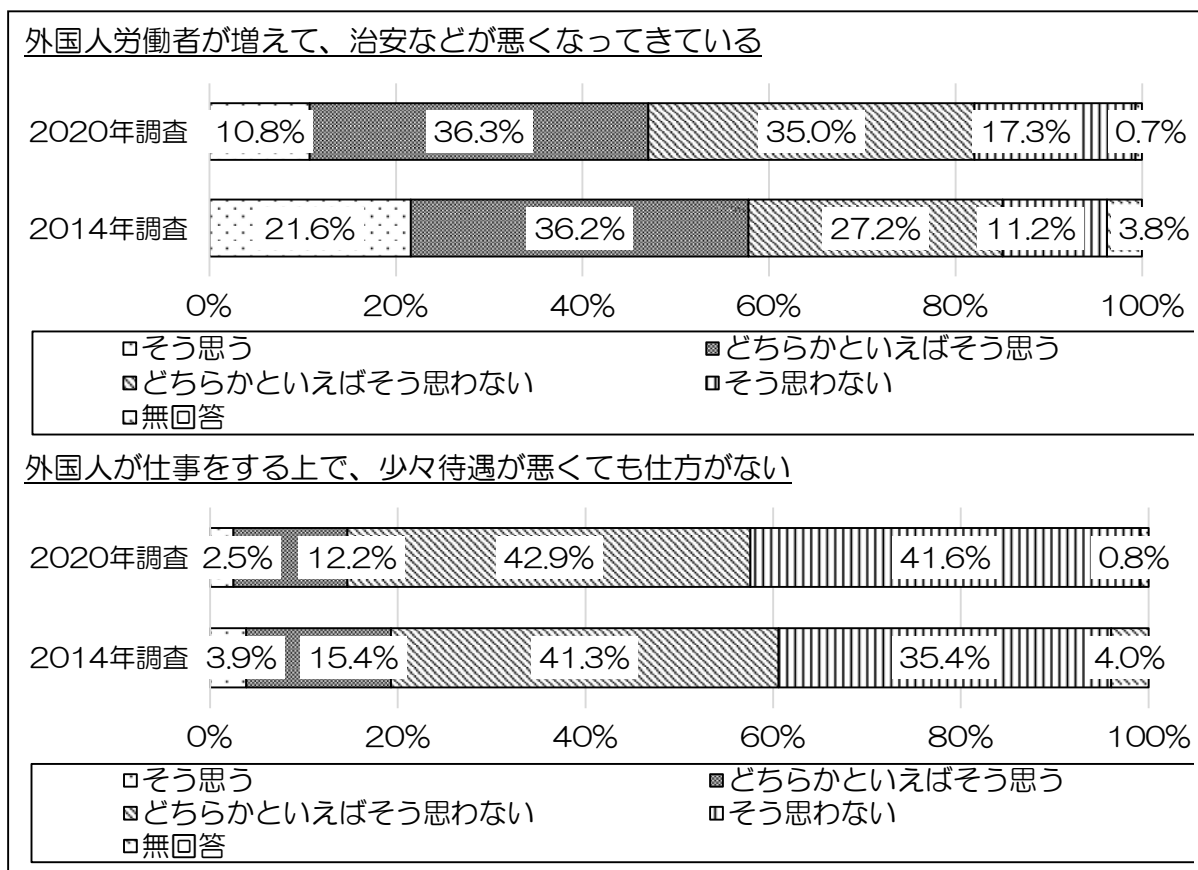
前回調査と同じように、「F. 自分たちの民族性や誇りを大切にしていけるべきである」、「B. 在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることは、日本人が国際社会で生きていくうえで必要な、異文化理解の参考になる」、「E. 日本による朝鮮の植民地支配の歴史などを学校でもっときちんと教えるべきである」との考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は、それぞれ87.1%(前回調査88.4%)、75.7%(前回調査75.8%)、73.6%(前回調査73.2%)という結果となりました。このことから、在日韓国・朝鮮人との共生社会をつくることについて前向きに考えている人が高い割合を示しています。



また「A. 在日韓国・朝鮮人問題に接することもないし、自分には関係ない」という考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は35.6%(前回調査31.9%)、「E. 日本による朝鮮の植民地支配の歴史などを学校でもっときちんと教えるべきである」との考え方に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えている人は、24.5%(前回調査21.2%)、「B. 在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることは、日本人が国際社会で生きていくうえで必要な、異文化理解の参考になる」との考え方に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えている人は、23.3%(前回調査19.7%)となっており、いずれも前回調査からは否定的な意見が増加していますが、

国際情勢に左右されず、地域社会において、出自に関係なく、誰もが個人として尊重される社会をつくる必要があります。

■外国人に関する意識について

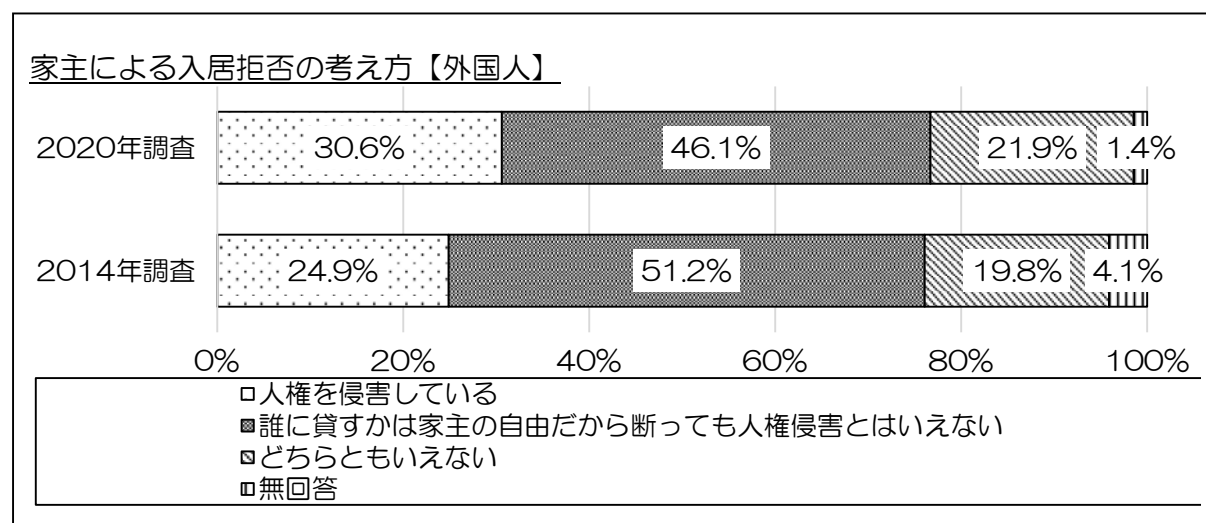


「外国人労働者が増えて、治安などが悪くなってきている」、「外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」という意見に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、それぞれ47.1%(前回調査57.8%)、14.7%(前回調査19.3%)となっています。これは統計的データや根拠がなく、憶測や偏見に基づく判断であると言えます。前回調査からは一定の改善が見られるものの、今後もお互いが交流する機会を積極的につくるとともに、日本で生活する外国人が直面している困難や人権侵害について積極的に学ぶ姿勢が求められます。

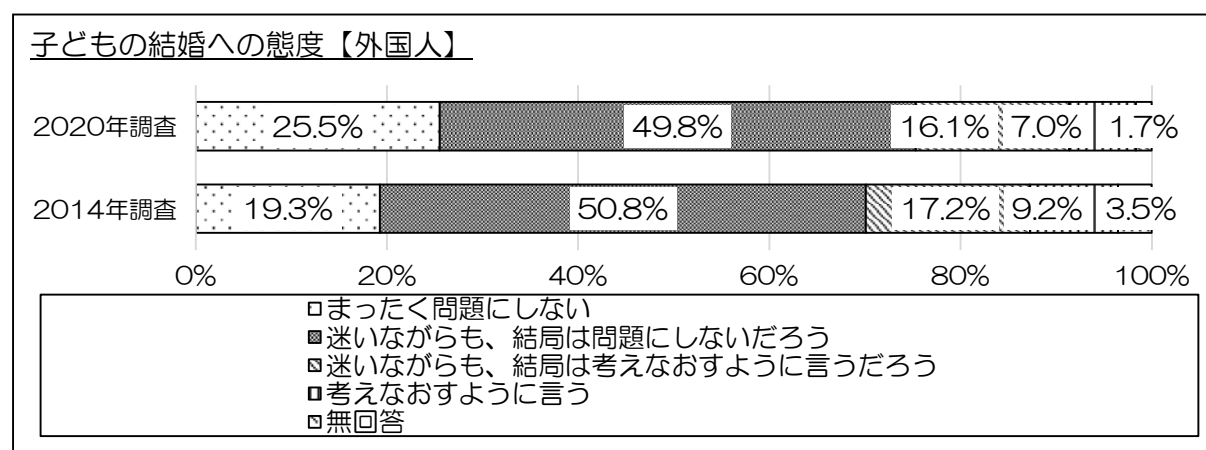
■外国人であることを理由に、家主が入居を拒否することについて

外国人であることを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題になります。例えば、入居を拒否する理由が夜に大勢で騒がれると他の入居者の迷惑になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはずです。ゴミ出しの日や分別、言語の問題であれば、役所の窓口や外国人を支援している民間組織へ相談すれば解決できることが多くあります。こうした外国人に対する入居拒否が起きないように、お互いのことを知り交流して

いくことで、誰もが住みやすい街になるよう取り組む必要があります。



■子どもの結婚相手が外国人である場合の態度について

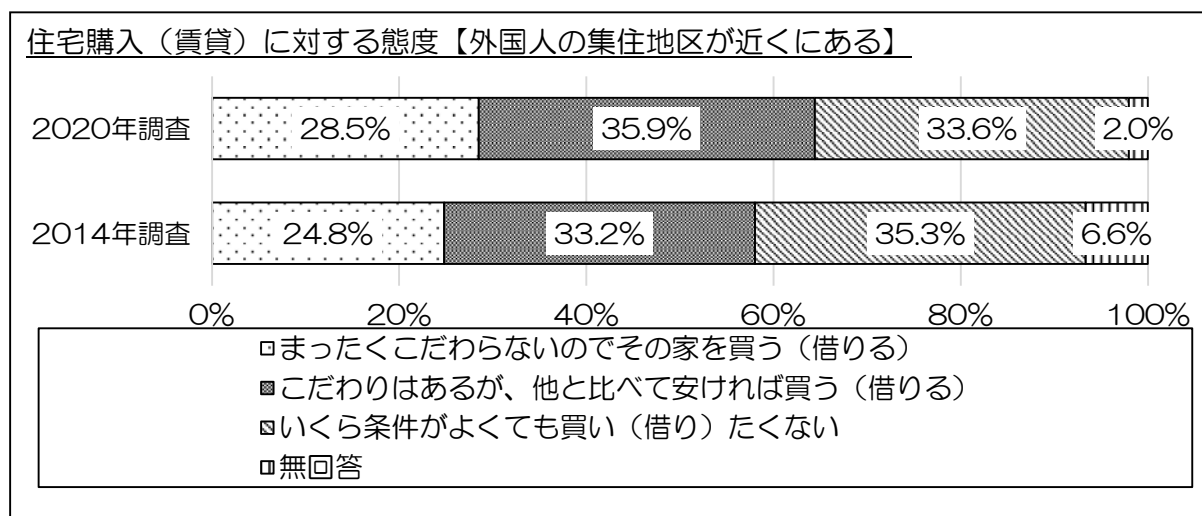


「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると75.3%と反対しない人は、7割を超えています。しかし、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」と「考えなおすように言う」を合わせると23.1%と、2割強の人が考えなおすように言うと考えています。子どもが結婚したいと言っている相手が外国人であるという理由で、「考えなおすように言う」といった態度を示すことは結婚差別になります。

■気に入った物件の近くに外国人の集住地域がある場合の態度について

3割を超える人が、間取り、交通の便、環境、値段が気に入った物件であっても、その近くに外国人の集住地域があれば、その物件を買ったり借りたりすることを避けるとしています。そこには外国人に対する偏見や差別意識があり、さきほど紹介した、「外国人労働者が増えて、治安が悪くなっていると思う」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人が5割弱(47.1%)に上っている状況とも重なってきます。市内では、住民自治協議会などの活動を通じて、日本人と外国人とが盛んに交流している地域もあり、市内の全域でこ

うした取組が広がっていくことが望めます。

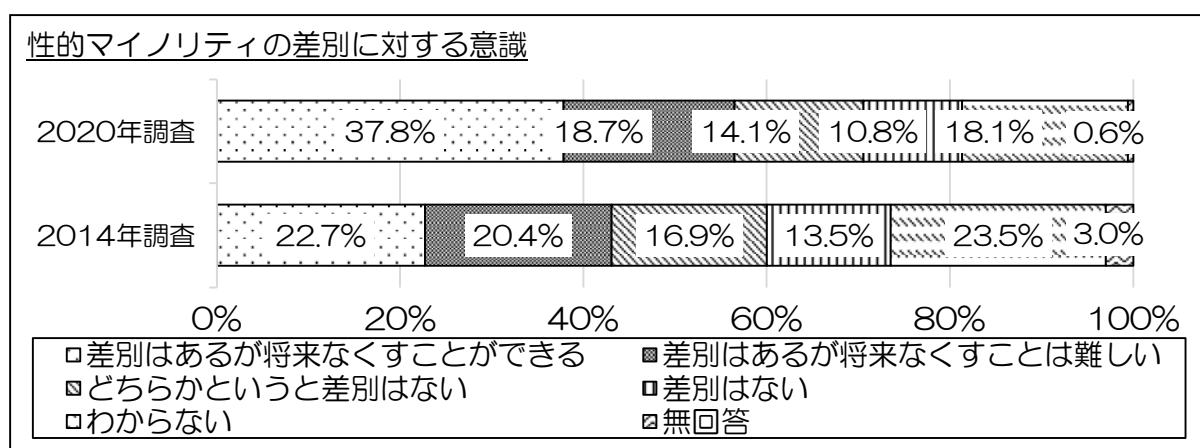


■ 第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

- ・ 当事者同士のトラブルの中で「国へ帰れ」と発言を受けた
- ・ 外国籍を理由にアパートの入居を拒否された

（8）性的マイノリティの人権に関する意識

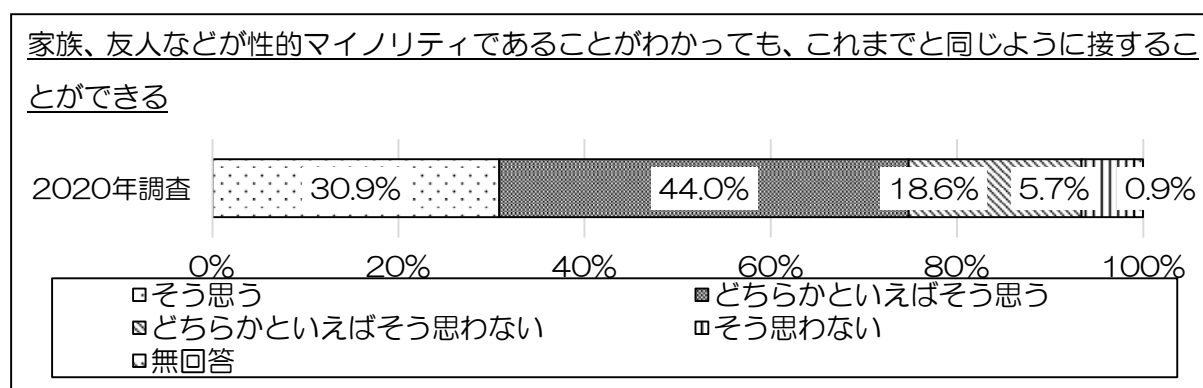
■ 性的マイノリティへの差別の現状認識や解消への展望について



「差別はあるが将来なくすことができる」と答えた人の割合は、37.8%と前回調査に比べて大幅に増加し、差別はなくせるという意識の拡がりが見えています。年齢別に見てみると、「差別はない」「わからない」と答えた割合が70歳以上で最も高く、性的マイノリティの人権問題について、差別の実態がどのようなものであるのかが、「わからない」ため「差別はない」と考えている人がいることも見られます。また、「差別はあるが将来なくすことは難しい」と答えた年代も、30代が最も高く、次いで20代が高くなっています。

日常生活のあらゆる場面で「男性」や「女性」という二極化が当たり前とされ、「生まれた時の性」によって、社会的な役割を分担されることにより、当事者が居ないこととされ、社会的立場を明らかにすることができなくなることが多くあります。

■家族、友人などが性的マイノリティであることがわかって、これまでと同じように接することができるについて



「家族、友人などが性的マイノリティであることがわかって、これまでと同じように接することができる」では、「そう思う」が30.9%、「どちらかといえばそう思う」が44.0%で合わせると7割を超えています。

LGBTに代表されるセクシャルマイノリティ（性的少数者）について、さまざまな調査から、当事者の割合は人口のおよそ8.9%はあることがわかってきています。これはどんな地域に住んでいても変わりはありません。

現在、性の多様性が尊重される社会の実現に向けた取り組みが全国的に広がっています。当事者が自らの立場のカミングアウトするかどうかに関わらず、誰もが尊重される社会に向けて取り組みを進めなければなりません。

■第3次計画期間に起きた差別事象の概要（一部）

- ・公共のトイレの壁に性的マイノリティに対する蔑称が落書きされた
- ・同性婚をめぐる議論の中で、当事者の住所がインターネット上に公開された

（9）インターネット上の人権侵害

第3次伊賀市人権施策総合計画期間における、インターネットを取り巻く環境は、大きく変化しています。以前は、学校裏サイトや掲示板などに、携帯電話でアクセスして、特定個人の誹謗中傷を行なういじめや、ネットに潜む危険性を知らない児童生徒が、自ら個人情報の開示をしてしまうことにより、犯罪等に巻き込まれる被害が中心でした。現在では、スマ

ートフォンの普及により、時間や場所に関係なく、より手軽にインターネットにアクセスできる環境となり、コミュニケーションや情報収集のツールとして、若年層の利用者が急増しています。最近では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使用した、いじめやトラブルが社会問題となっています。例えば SNS 内で、いじめなどの問題が起こっても、保護者や教師といった外部の人が発見することは極めて困難であり、表面化した時点では、重大な局面に至っていることが少なくありません。

このような変化が、インターネット掲示板にも少なからず影響を及ぼしていると考えられます。SNS による情報共有が早くなり、信頼できる情報だけを収集するようになったため、雑多な情報が溢れているインターネット掲示板をあえて利用するメリットがなくなってきたと考えられます。しかし、一方では、インターネット掲示板は、書き込みの匿名性や自由度が高く、差別的書き込みや誹謗中傷が、減少していない状況です。また、各サイトの削除基準に抵触しないように、差別的な書き込みをするといった悪質化・巧妙化する傾向が現れています。

2021 伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業報告書より モニタリングによる差別書き込み発見件数の推移（伊賀地域内）					
	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
発見件数	67 件	156 件	278 件	529 件	491 件

2021 年度人権課題別発見件数（伊賀地域内）			
カテゴリ	件数	カテゴリ	件数
被差別部落	166 件	外国人	24 件
在日コリアン	55 件	その他（新型コロナ）	12 件
障がい者	31 件	その他（個人情報など）	217 件

※1 件の発見書き込みには、複数の人権課題が含まれる場合があるため、合計件数は発見件数の合計に一致しない。

2021 年度削除要請件数（伊賀地域内）				
発見件数	要請件数	削除件数	放置件数	削除割合
491 件	491 件	95 件	0 件	19.3%

（10）新型コロナウイルス感染者やその家族、ハンセン病回復者やその家族、H I V 患者等、さまざまな人権に関する意識

■新型コロナウイルス感染症に関連した行為について

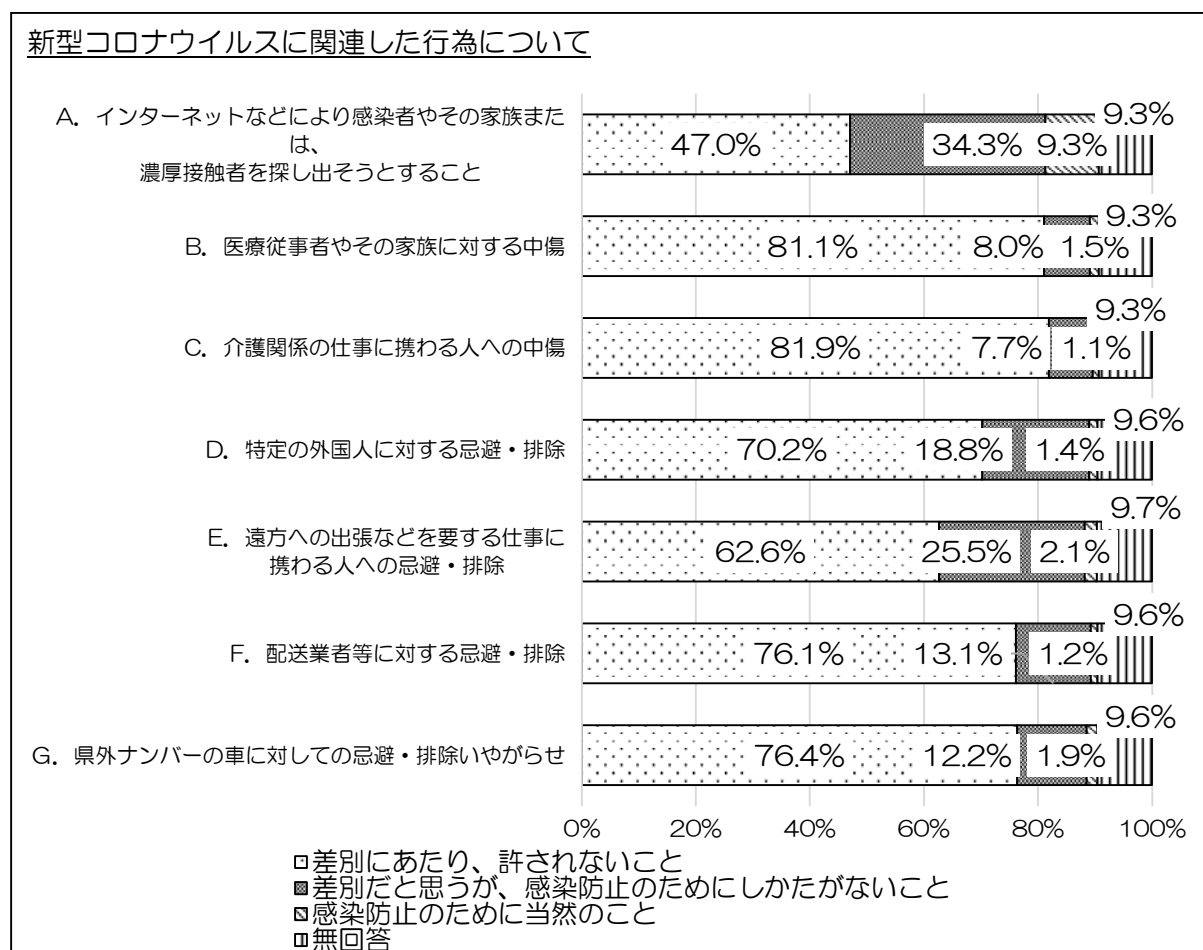
「インターネットなどにより感染者やその家族または、濃厚接触者を探し出そうとすること」という設問において、「差別にあたり、許されないこと」と答えた人は 47.0%と5割弱の人は差別にあたると回答しました。一方で「差別だと思うが、感染防止のためにしかたが

ないこと」または「感染防止のために当然のこと」と答えた人を合わせると 43.6%と、およそ同じ割合の人が、差別であっても調べることは必要であると答えています。

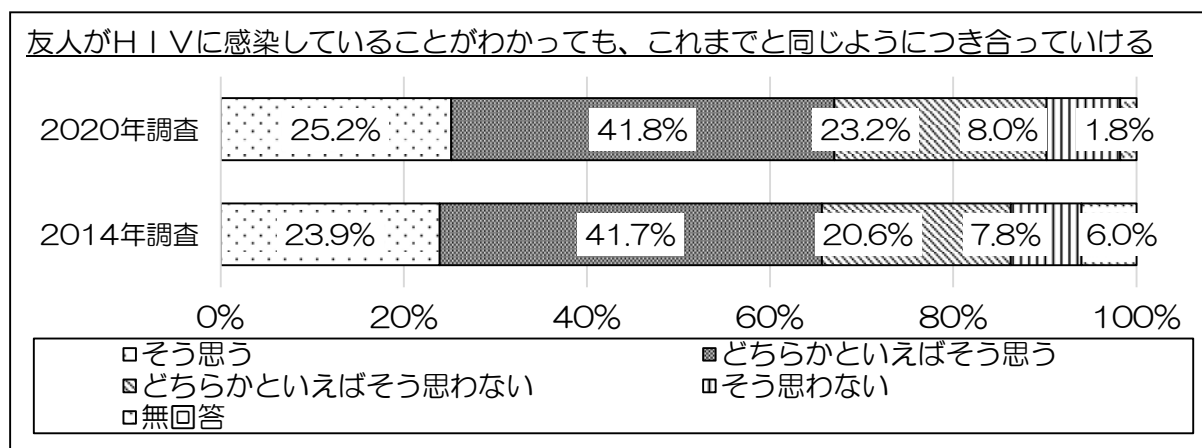
一方で、「B.医療従事者やその家族に対する中傷」や「C.介護関係の仕事に携わる人への中傷」など、エッセンシャルワーカーなどの家族への排除行為などが、社会的な問題となったことから「コロナ差別」の解消に向けた動きが見られました。意識調査からもその傾向が見られます。

しかし、新型コロナウイルス感染症を起因とする差別の構造は、これまでに起きてきているハンセン病回復者やその家族、HIV への感染者、原爆被爆者や原発被曝(ばく)者への差別など、あらゆる差別と同じ構造で発生していると言えます。

新型コロナウイルス感染症に起因する差別は、誰もが差別を受けるかも知れないという意味では、誰もが当事者です。この「コロナ差別」解消への道筋から、あらゆる差別解消に向けた取り組みへと結びつける必要があります。



■友人がH I V（エイズ）に感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていけるについて



「友人がHIVに感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていける」では、「そう思う」が2割強、「どちらかといえばそう思う」が4割強となっており、2つを合わせると6割を超えています。一方「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせると3割を超えており、HIVに感染した友人との付き合い方を変えるという考え方の人がいます。

HIVに限らず、病気に対する正しい知識が浸透しておらず、それが差別につながってしまう可能性があり、誤った理解によって人を傷つけるようなことがないよう、理解を深めることが必要です。

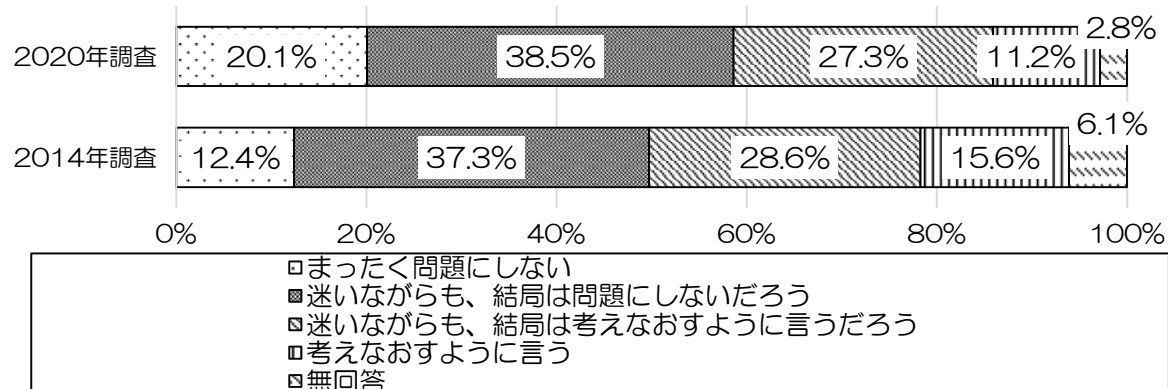
■子どもの結婚相手がハンセン病回復者の家族やHIV陽性者である場合の態度について

子どもの結婚希望相手がハンセン病回復者の「家族」の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、58.6%と5割程度にとどまっています。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると38.5%と4割弱となっています。

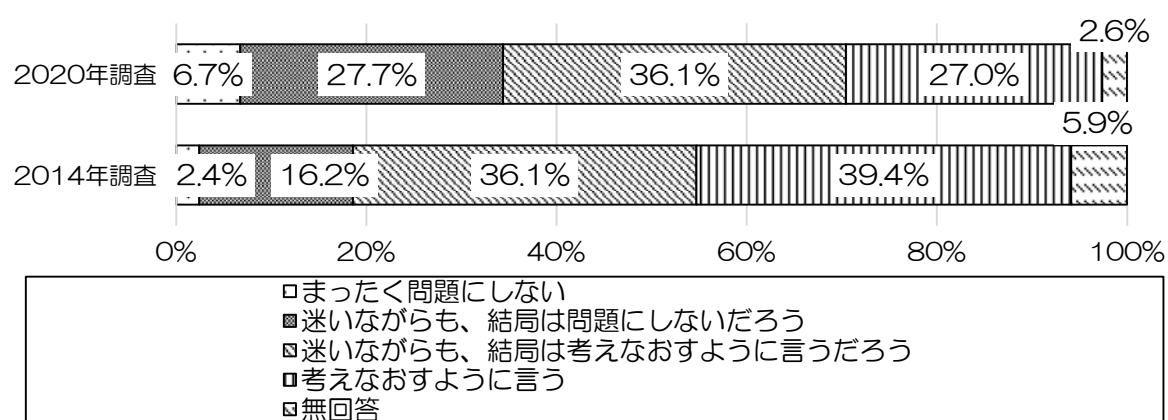
また子どもの結婚希望相手がHIV陽性者の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、34.4%と4割にも至りません。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると63.1%と6割を超えています。

こうした反対の態度を示す人たちは、病気に対する理解が乏しく、正しく認識できていない可能性があります。「簡単に感染するのではないか」「子や孫に遺伝するのではないか」といった誤解をなくし、正しい理解を広めていくことが重要です。

子どもの結婚への態度【ハンセン病回復者の家族】



子どもの結婚への態度【HIV陽性者】



■ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者への態度について

「近所に住むこと」や「一緒に入浴すること」、「同じ職場で働くこと」といった日常生活のなかで、ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者と接点を持つことに抵抗感を持つ人がいることがわかります。

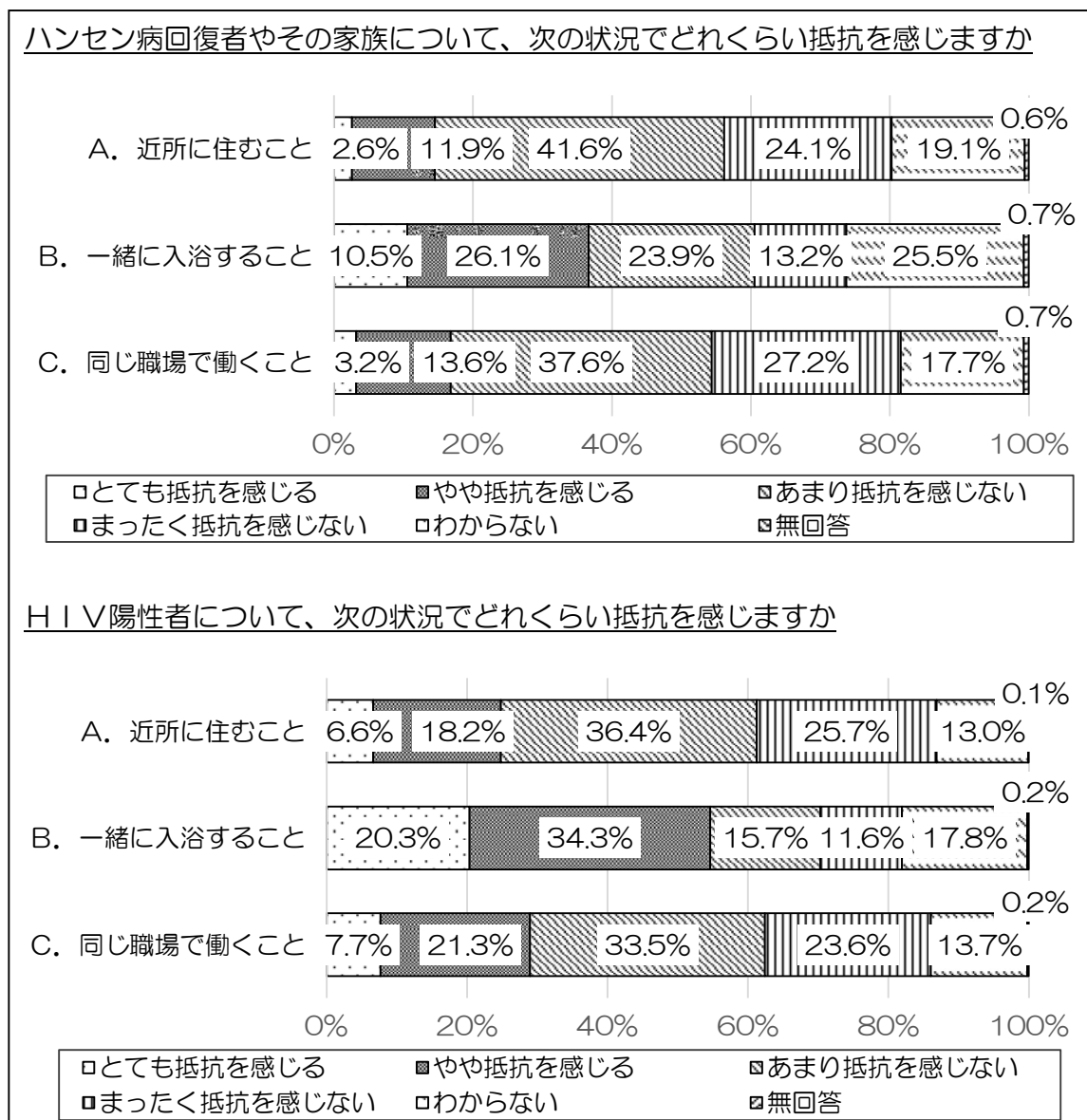
ハンセン病は、現在は治療法が確立され、感染力は非常に弱く、完治可能な病気です。しかし、病気に対する恐れや誤った知識、思い込みなどから、回復者や家族に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

HIVの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られており、日常生活の接触では感染しないことが明らかになっています。現在では、こうした医学的立証がなされていますが、当初は治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが強調され伝えられてきたため、人々の間に生じた誤解や偏見から、いまだにHIV感染を理由にした多くの人権侵害が起きています。

また「わからない」とする回答にも注意を払う必要があります。「わからない」については、ハンセン病やHIVに関する知識の低さにも関連していると考えられます。また、状況によっては強い忌避意識へと転じる可能性もあり、注意しなければなりません。

学びや研修などをおして、ハンセン病やHIVに対する正しい知識と理解を深め、抵抗

感の解消に取り組むことが求められます。



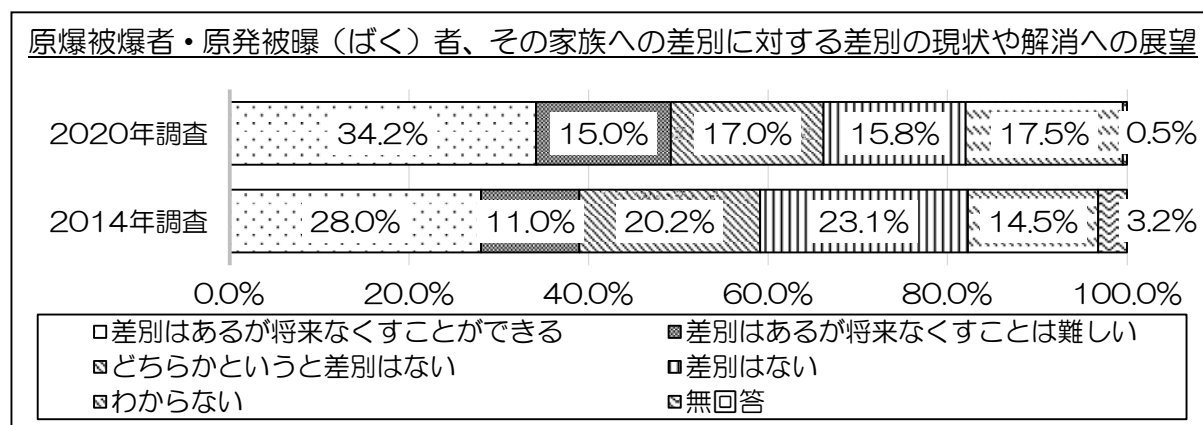
■原爆被爆者・原発被曝（ばく）者、その家族への差別について

原爆被爆者の中には、「放射能がうつる」などのいわれのない差別を受け、長年にわたり、偏見にさらされてきた人たちがいます。

こうした広島や長崎の被爆者に対する差別が解決し切れていない状態で、2011(平成 23)年 3 月 11 日の東日本大震災によって原子力発電所の事故が起こりました。すると今度は、原子力発電所事故による避難者への差別となって現れました。被曝（ばく）者やその家族であることや、原子力発電所事故の避難者であることをカミングアウトすることで差別を受けるのではないかと不安を抱える人もいます。

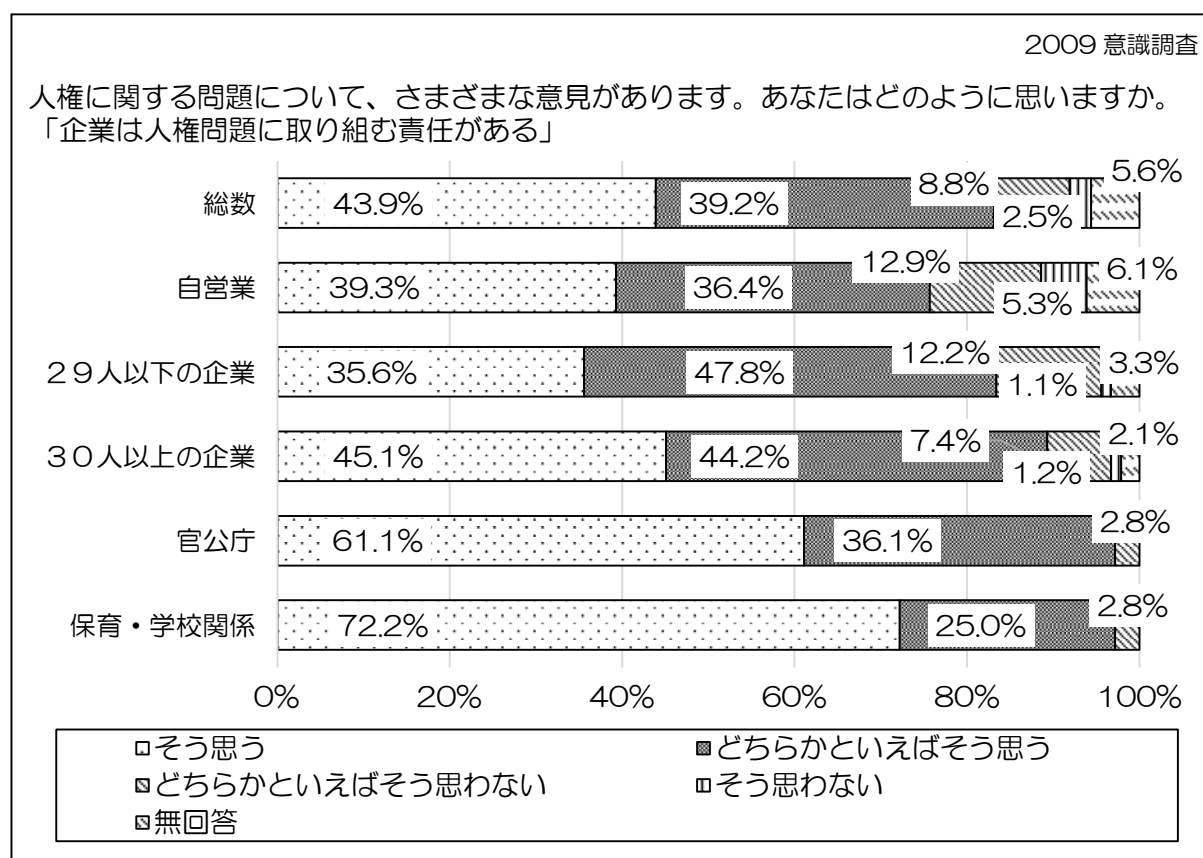
放射線の恐ろしさが強調されればされるほど、被害を受けた人のことまで「恐ろしいもの」と考え、避けようとする状況が起きています。原子力発電所事故からの避難先で発生した「いじめ」では、小学生時代にいじめを受けたまま放置されていました。我々は決して他人事で

はなく、「あらゆる差別を許さない」正しい認識と行動が求められています。



（11）企業の社会的責任

■企業は人権問題に取り組む責任があるという考え方について



2009(平成 21)年実施の伊賀市における人権問題に関する市民意識調査の報告書では、「企業は人権問題に取り組む責任がある」を肯定した割合は 83.1%と 8 割を超えています。市民の多くは、単に利益追求だけでなく、企業が法令遵守や人権問題や環境問題に積極的に取り組むのは当然だと考え、また企業経営者も、経営理念にダイバーシティやインクルージョンの理念を取り入れて、業績をあげています。

社内研修の状況

2020 (R2) 年	実施した	実施予定あり	検討中	予定なし	未回答 その他
すべての調査対象事業者 全 256 件 (未調査 10 社)	73 件 (29.7%)	18 件 (7.3%)	41 (16.7%)	81 (32.9%)	4 (1.6%)
人企連加入企業等 全 87 社 (未調査 21 社)	28 (42.4%)	4 (6.1%)	19 (28.8%)	16 (24.4%)	4 (6.1%)
2021 (R3) 年	実施した	実施予定あり	検討中	予定なし	未回答 その他
すべての調査対象事業者 全 237 件 (未調査 48 社)	59 (31.2%)	18 (9.5%)	43 (22.8%)	57 (30.2%)	2 (1.1%)
人企連加入企業等 全 85 社 (未調査 8 社)	22 (28.6%)	11 (14.3%)	24 (31.2%)	19 (24.7%)	10 (13.0%)

障害者差別解消法に基づく合理的配慮への対応

2021 (R3) 年	対応を とっている	対応を検討 している	対応を とっていない	未回答
すべての調査対象事業者 全 237 件 (未調査 48 社)	27 件 (14.3%)	80 件 (42.3%)	52 件 (27.5%)	12 件 (6.3%)
人企連加入企業等 全 85 社 (未調査 8 社)	10 件 (13.0%)	38 件 (49.4%)	23 件 (29.9%)	3 件 (3.9%)

企業が取り組むべき人権課題は多く、公正な採用選考、従業員の人権意識向上のための研修の推進、セクシュアル・ハラスメント[※]、パワー・ハラスメント[※]、マタニティ・ハラスメント[※]などへの対策、障がい者雇用の推進と合理的配慮の提供などがあげられます。また、品質管理や安全管理、誰にでも優しい商品・サービスの提供、地域社会との連携や環境への取組など企業と人権は密接な関係があります。

<用語の意味>

※ **ダイバーシティ**：「多様性」を指す英語。企業において、人種・国籍・性・年齢を問わずに、多様な能力や発想、価値観を持つ人材を融合・活用することで組織の活性化と生産性をあげ、企業の成長と個人の幸せを同時に目指す概念。こうすることで、ビジネス環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えられています。

※ **インクルージョン**：組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態さす用語として区別されます。

人権啓発企業訪問による聞き取りと文書による回答から、従業員の人権意識向上のために社会研修を実施した、又は実施予定があると回答した企業は、2021(令和3)年調査では40.7%、人権学習企業等連絡会に加入している企業に同様の調査を行った結果によると、42.9%となりました。実施を検討していると回答した企業においても、人権学習企業等連絡会に加入している企業の方が高い結果が表れています。しかし、社内研修の実施について予定なしと回答した企業も、すべての調査対象事業者で30.2%、人権学習企業等連絡会に加入している企業で、24.7%と2～3割の企業や事業所において、従業員に対する人権研修が実施されていないことが明らかとなりました。人権啓発企業訪問での企業啓発や、人権学習企業等連絡会での啓発の推進に併せて、連絡会への加入の促進を進め、企業や事業所による啓発を促進する必要があります。

2021(令和3)年6月の障害者差別解消法の改正より、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことを受けて、2021(令和3)年度の人権啓発企業訪問時の調査項目に障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の状況を調査した結果、すべての調査対象事業者で56.6%、人権学習企業等連絡会に加入している企業で、62.6%と半数を超える事業所が、対応をとっている又は対応を検討していると回答しました。一方で、対応をとっていないと回答した企業も3割弱と多く、障害者差別解消法の改正について周知や啓発の必要があることが明らかとなりました。

企業が人権に取り組むことは、従業員のモチベーション[※]を高め、社内が活性化し、生産性の向上や安定にもつながっていきます。また、人権の視点をもって仕事に取り組むことは、企業の業績を伸ばし、社会的信頼・評価を高め、将来に向かって市場からの支持を得て発展し続けることにつながります。このように人権を考えていくことは企業活動に必要不可欠であり、市民の多くが求めていることを市内事業所に啓発していきます。

<用語の意味>

※ **セクシュアル・ハラスメント**：相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

※ **パワー・ハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。たとえ部下であっても上司に対するパワー・ハラスメント行為として認められることもある。同僚が同僚に対して行ういじめも同じ仕組み。

※ **マタニティ・ハラスメント**：職場において行われる上司や同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

※ **モチベーション**：動機を与えること、動機づけのことをいいます。